

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

基本的事項

1 団体の概要

団体名	みなべ町	国調人口(H17.10.1現在)	14,200
構成団体名		職員数(H19.4.1現在)	145

注1 団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄は、普通会計の全職員数を記載すること。

2 財政指標等

財政力指数	0.363(H18)	標準財政規模(百万円)	4,735(H18)
実質公債費比率(%)	22.1(H19)	地方債現在高(百万円)	14,626(H18)
経常収支比率(%)	92.8(H18)	うち普通会計債現在高(百万円)	14,626(H18)
実質収支比率(%)	7.5(H18)	うち公営企業債現在高(百万円)	0(H18)
		積立金現在高(百万円)	2674(H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものをを用いるものとする（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力指数1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

<input checked="" type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 該当なし
〔合併期日：平成16年10月1日〕
別紙

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で要旨を記載すること。また、要旨については、別様としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	みなべ町財政健全化計画
計 画 期 間	平成19年度から23年度
既存計画との関係	みなべ町財政健全化計画(集中改革プラン)〔H18～H22〕
公表の方法等	ホームページ掲載 議会報告予定（平成19年度中）
基本方針	みなべ町財政健全化計画(集中改革プラン)に沿う。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	57	97	0	154
	補償金免除額	3	13	0	16
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	0	0	8	8
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
普通 会計 債	一般公共事業	9,081	7,615	0	16,696
	公営住宅建設事業	48,389	3,311	0	51,700
	学校教育施設等整備事業	0	85,855	0	85,855
小 計 (A)		57,470	96,781	0	154,251
出一般 債等 計					
小 計 (B)		0	0	0	0
合 計 (A)+(B)		57,470	96,781	0	154,251

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
普通 会計 債	学校教育施設等整備事業	0	0	8,351	8,351
小 計 (A)		0	0	8,351	8,351
出一般 債等 計					
小 計 (B)		0	0	0	0
合 計 (A)+(B)		0	0	8,351	8,351

【公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
普通 会計 債					
小 計 (A)					
出一般 債等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財政状況の分析

区 分	内 容	
財 務 上 の 特 徴	<p>みなべ町の人口は14,200人(H17国調)で第一次産業が40.5%となっており全国平均の4.8%(和歌山県10.4%)と比較してもきわめて高く典型的な農林水産業主体のまちである。歳入面については、必然的に町税収が主産業である「梅」の作況や市況によって大きく左右される一面があり、ここ数年は減少傾向にある。</p> <p>「経常収支比率」は平成18年度92.8%で合併年の16年度の89.1%から3.7ポイント上昇している。「実質公債費比率」は22.1%で17年度21.1%から1.0ポイント上昇している。</p> <p>合併後の均衡ある発展のための整備により、決算規模が大きくなっている。</p>	
財 政 運 営 課 題	課 題	公債負担の健全化
	<p>実質公債費比率が協議制移行する基準値18%を超える数値22.1%を示している。合併後の新町まちづくりの着実な推進が求められるなかではあるが、地方債の計画的な発行に努め、公的繰上償還など活用し抑制する。</p>	
	課 題	公営企業繰出金の適正運用
	<p>公営企業会計のうち下水・農集特別会計へ収支不足穴埋めのため繰出基準外の繰出金が存在する。供用開始済区域にあっては接続件数を高め収入の増加を図らなければならない。</p> <p>上記比率の要因のひとつに公債部分にかかる繰出金がある。</p>	
	課 題	内部管理経費の削減
<p>直接住民に影響の及ばない内部的管理費の削減については、先行して切り詰めなければならない。町村合併により当然に縮小が図られた部分はあるが、及ばない部分について項目を掲げひとつひとつ洗い直す。</p>		
課 題		
課 題		
留 意 事 項		

注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。

2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記載する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

今後の財政状況の見通し

(単位：百万円)

区 分	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
地方税	1,513	1,473	1,547	1,490	1,444	1,450	1,508	1,494	1,508	1,510
地方譲与税	266	275	324	341	378	289	305	289	289	289
地方特例交付金	67	54	54	57	39	16	16	16	10	10
地方交付税	3,508	3,359	3,553	3,392	3,484	3,289	3,414	3,436	3,502	3,563
小計(一般財源計)	5,354	5,161	5,478	5,280	5,345	5,044	5,243	5,235	5,309	5,372
分担金・負担金	76	79	79	21	21	35	35	35	15	15
使用料・手数料	168	163	185	232	235	200	225	220	215	215
国庫支出金	470	569	568	464	475	897	782	857	457	350
うち普通建設事業に係るもの	142	160	189	93	177	695	601	629	270	249
都道府県支出金	922	1,292	917	968	902	835	657	664	646	640
うち普通建設事業に係るもの	485	713	323	401	420	366	284	330	370	390
財産収入	60	119	105	130	28	7	7	7	7	7
寄附金	3	1	2	22	4	1	1	1	1	1
繰入金	623	358	198	20	22	178	230	200	200	
繰越金	391	313	280	406	625	377	210	140	38	59
諸収入	176	175	173	222	205	130	130	130	130	130
うち特別会計からの貸付金返済額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公社・三妙からの貸付金返済額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債	1,675	1,397	1,034	1,898	1,817	2,088	1,796	1,232	1,539	1,345
特別区財政調整交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳入合計	9,918	9,627	9,019	9,663	9,679	9,792	9,316	8,721	8,557	8,134
人件費 a	1,438	1,376	1,315	1,251	1,215	1,215	1,199	1,170	1,149	1,130
うち職員給	944	905	914	870	841	849	829	807	803	743
物件費 b	1,117	1,174	1,346	1,175	1,112	1,212	1,167	1,164	1,140	1,130
維持補修費 c	43	76	58	53	40	35	35	35	35	35
a + b + c = d	2,598	2,626	2,719	2,479	2,367	2,462	2,401	2,369	2,324	2,295
扶助費	239	345	310	318	340	433	435	437	438	438
補助費等	1,001	1,024	897	895	977	1,003	1,016	979	861	860
うち公営企業(法通)に対するもの	36	45	47	42	124	124	124	124	30	30
普通建設事業費	3,264	2,800	2,204	2,659	2,491	3,318	2,865	2,300	1,723	1,650
うち補助事業費	510	735	730	730	932	1,809	1,494	1,574	1,114	1,066
うち単独事業費	2,365	1,688	941	1,419	1,104	1,013	1,018	373	423	397
災害復旧事業費	231	416	197	200	206	0	0	0	0	0
失業対策事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債費	1,602	1,539	1,606	1,521	1,961	1,576	1,723	1,835	1,870	1,969
うち元金償還分	1,251	1,226	1,307	1,248	1,691	1,420	1,562	1,635	1,661	1,758
積立金	76	24	172	258	238	1	1	1	505	120
貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち特別会計への貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公社、三妙への貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰出金	530	580	509	696	722	789	735	762	777	778
うち公営企業(法非通)に対するもの	194	170	170	334	356	379	400	435	440	441
その他	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0
歳出合計	9,541	9,354	8,614	9,038	9,302	9,582	9,176	8,683	8,498	8,110

【財政指標等】

(単位：百万円)

区 分	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
形式収支	377	273	405	625	377	210	140	38	59	24
実質収支	255	262	394	583	357	210	140	38	59	24
標準財政規模	4,917	4,542	4,525	4,673	4,735	4,604	4,698	4,720	4,786	4,848
財力力指数	-	-	-	0.35	0.36	0.37	0.36	0.36	0.36	0.36
実質赤字比率 (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
経常収支比率 (%)	86.4	82.3	89.1	90.1	92.8	93.0	93.1	93.1	93.1	93.1
実質公債費比率 (%)	-	-	-	21.1	22.1	21.2	21.8	21.8	21.6	21.7
地方債現在高	13,946	14,123	13,851	14,500	14,626	15,564	15,506	14,538	14,722	13,995
積立金現在高	2,474	2,212	2,206	2,454	2,674	2,496	2,266	2,066	2,366	2,366
財政調整基金	1,321	1,161	1,178	1,178	1,178	1,078	948	948	948	948
減債基金	348	345	276	276	276	276	276	276	276	276
その他特定目的基金	805	706	752	1,000	1,220	1,142	1,042	842	1,142	1,142

行政改革に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容	町村合併により人件費削減 人件費 1,368,000千円(平成15年度決算) 1,251,037千円(平成19年度予算) 116,967千円減額
2 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	みなべ町職員定員適正化計画や集中改革プランにより、職員数の純減や人件費総額の削減を実施し、国の指導のとおり純減を目標とし、可能であれば、それ以上の削減を実施する。
地方公務員の職員数の純減の状況	平成18年度10月に策定したみなべ町職員定員適正化計画に基づき、国の指導のとおり純減を目標とする。集中改革プランも同内容。平成22年度までで16人減。
給与のあり方	国家公務員に準じた取扱いであり職務職責に応じた給与としている。
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	平成18年4月1日付で国家公務員と同じ給与構造改革を実施した。地域手当については国と同じ扱いである。
技能労務職員の給与のあり方	給食センターや保育所の調理員が主である。 平成18年度のラスパイレズ指数は82.8%であり、これまでの取組等により技能労務職員の給与水準については相当抑制しているため、取組方針を策定する必要があるかどうかを検討していく予定であるが、今後とも同種の国家公務員の給与等と比較していくなかで、より一層、町民の理解と納得が得られる適正な給与水準としていくことを考えている。
退職時特昇等退職手当のあり方	平成16年10月1日以降廃止している。
福利厚生事業のあり方	職員互助会への助成金については10%減とした。今後とも社会情勢を勘案し適正な助成とする。
3 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	集中改革プランの実施等により、物件費の削減をおこない、効率的で小さな行政の実現を図るための指定管理者制度の導入による民間委託の一層の推進 (課題)
物件費の削減	公共施設や公用車の維持管理費をはじめとして経常的な経費については集中改革プラン等で具体的な削減の数値を策定中であるが、公共施設については可能なものについては統廃合の方向で、公用車等についても削減等を実施し経費削減をはかる。(課題)
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	指定管理者制度については、平成18年度にデイサービスセンター、紀州備長炭振興館、国民宿舎紀州みなべ、へき地保育所(ひかり保育所)の4箇所に導入した。その他の公共施設(鶴の湯、つめ振興館、体育施設)について導入を検討していく。(課題)

行政改革に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容										
4 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	現年課税分の徴収率は平成18年度で98.7%である。滞納分については「地方税回収機構」を活用しながら実績を高めていく。										
5 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進	みなべ町開発公社(国民宿舎紀州路みなべ運営)は、公社自力による経営を継続中である。										
6 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	<p>町民の町行政への関心理解を高めるため、広報、町ホームページなどの活用により、財政状況の開示をはじめとした情報公開の推進と町が行っている事務事業に対して評価する事務事業システムについての調査研究をおこなう。</p> <table border="1" data-bbox="168 547 2089 1123"> <tr> <td data-bbox="168 547 712 662">行政改革や財政状況に関する情報公開</td> <td data-bbox="712 547 2089 662">みなべ町長期総合計画にあるように「住民参画」を進めるため、行政改革や財政状況に関する行政情報の公開は、町民の町政への関心、理解を高める有効な方法であるとしている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 662 712 777">給与及び定員管理の状況の公表</td> <td data-bbox="712 662 2089 777">平成19年3月より国の基準に基づきホームページに公表している。またそれ以前においても町広報紙にて情報公開している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 777 712 892">財政情報の開示</td> <td data-bbox="712 777 2089 892">既定の「財政事情の作成及び公表に関する条例」に基づき公表している。これによる公表は、円グラフや表による数字標記だけなので一般住民にとって分かりやすい表記による財政情報の開示も行なうことにしている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 892 712 1007">公会計の整備</td> <td data-bbox="712 892 2089 1007">公会計の導入については「地方行革指針」に基づき3万人未満の町村は平成22年度決算を元に「貸借対照表(バランスシート)」をはじめとする4つの財務諸表を作成することとなっている。県内の市町村で構成する「和歌山県市町村公会計改革研究会」に参加して準備を始めている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 1007 712 1123">行政評価の導入</td> <td data-bbox="712 1007 2089 1123">限られた財源の効果的、効率的な配分や執行を図るために、町が行っている事務事業について効果・必要性・緊急性などを勘案し、採択・継続・廃止などの決定を行うため、基準を設けて評価する事務事業システムについて調査、研究をおこなう。</td> </tr> </table>	行政改革や財政状況に関する情報公開	みなべ町長期総合計画にあるように「住民参画」を進めるため、行政改革や財政状況に関する行政情報の公開は、町民の町政への関心、理解を高める有効な方法であるとしている。	給与及び定員管理の状況の公表	平成19年3月より国の基準に基づきホームページに公表している。またそれ以前においても町広報紙にて情報公開している。	財政情報の開示	既定の「財政事情の作成及び公表に関する条例」に基づき公表している。これによる公表は、円グラフや表による数字標記だけなので一般住民にとって分かりやすい表記による財政情報の開示も行なうことにしている。	公会計の整備	公会計の導入については「地方行革指針」に基づき3万人未満の町村は平成22年度決算を元に「貸借対照表(バランスシート)」をはじめとする4つの財務諸表を作成することとなっている。県内の市町村で構成する「和歌山県市町村公会計改革研究会」に参加して準備を始めている。	行政評価の導入	限られた財源の効果的、効率的な配分や執行を図るために、町が行っている事務事業について効果・必要性・緊急性などを勘案し、採択・継続・廃止などの決定を行うため、基準を設けて評価する事務事業システムについて調査、研究をおこなう。
行政改革や財政状況に関する情報公開	みなべ町長期総合計画にあるように「住民参画」を進めるため、行政改革や財政状況に関する行政情報の公開は、町民の町政への関心、理解を高める有効な方法であるとしている。										
給与及び定員管理の状況の公表	平成19年3月より国の基準に基づきホームページに公表している。またそれ以前においても町広報紙にて情報公開している。										
財政情報の開示	既定の「財政事情の作成及び公表に関する条例」に基づき公表している。これによる公表は、円グラフや表による数字標記だけなので一般住民にとって分かりやすい表記による財政情報の開示も行なうことにしている。										
公会計の整備	公会計の導入については「地方行革指針」に基づき3万人未満の町村は平成22年度決算を元に「貸借対照表(バランスシート)」をはじめとする4つの財務諸表を作成することとなっている。県内の市町村で構成する「和歌山県市町村公会計改革研究会」に参加して準備を始めている。										
行政評価の導入	限られた財源の効果的、効率的な配分や執行を図るために、町が行っている事務事業について効果・必要性・緊急性などを勘案し、採択・継続・廃止などの決定を行うため、基準を設けて評価する事務事業システムについて調査、研究をおこなう。										
7 その他											

注1 上記区分に応じ、「財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

